

日火連短信

令和5年10月2日 第212号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

10月1日よりインボイス制度が開始されました。
日火連では次のような対応を行いますので、お知らせ致します。

記

1. 日火連が発行する請求書等について

(1) 請求書、領収書等には登録番号と税率ごとの消費税額を記載します。

日火連の登録番号は、“ T4010405010606 ”です。

① 広域認定制度にもとづく不用実包等の廃棄処分については「不用実包等廃棄依頼書」を受領した時点で「振込のお願い」をFAXしていますが、この「振込のお願い」が請求書等に該当します。

これに登録番号を記載し、従来通り合計金額の10%を消費税額として記載することで適格請求書の要件を満たしていると考えます（税理士法人に確認済み）。

「振込のお願い」を受領した課税事業者は、適格請求書として保存頂くようお願い致します。

② 会費の請求書には登録番号は記載しますが、会費は非課税ですから消費税額の記載はありません。

③ 「猟銃等講習会試験対策例題集」「実包等管理帳簿」の請求書には、登録番号を記載し、従来通り合計金額の10%を消費税額として記載します。

④ 「火薬銃砲流通保安対策テキスト」は会員への頒布価格を税込1,000円としていますが、それを現時点で変更することはありませんから、税込1,000円となるよう税抜価格を設定して、その合計金額と消費税額を請求書に記載します。請求書には登録番号も記載します。

2. 日火連が支払いを行う場合の請求書、領収書等について

基本的には課税業者への支払を原則としますから、請求書、領収書等には登録番号の記載があることを確認します。

日火連に対して請求書を発行して頂く場合は、登録番号の記載をお願いします。

ご不明の点がございましたら、お知らせ願います。

以上